

## 令和2年度 第2回愛知県特別支援教育連携協議会 議事録

日 時 令和3年1月27日（水）  
午前10時から午前11時半まで  
会 場 東大手庁舎 2階 研修室A

### 1 開会

### 2 教育委員会事務局長挨拶

令和2年度の第2回の開催であるが、昨年8月に予定していた第1回の会議は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止としたので、実質的には今年度最初の会議となる。新型コロナウイルス感染症についてはなかなか終息が見通せない状況の中、本県の特別支援教育に格別の御尽力をいただいていることに重ねてお礼を申し上げる。

本県では昨年度から2023年度までの5年間を計画期間とする、第2期愛知県特別支援教育推進計画、通称愛知・つながりプラン2023に基づいて障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた特別支援教育の一層の充実を目指して取り組んでいる。近年、特別な支援を必要とする幼児児童生徒は増加傾向にある。

そのような状況の中、愛知県特別支援教育連携協議会の目的である、支援情報の確実な引き継ぎによる一貫した支援や、医療・福祉・保健・労働等の各関係機関の連携による支援体制の構築がこれまで以上に求められており、この会は本県の特別支援教育の推進に大変重要な役割を担う会議と考えている。委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただきたい。

### 3 会長挨拶

昨日、中央教育審議会の答申が出された。その中で、特別支援教育について詳しい答申が出たが、大まかに三つの柱があった。一つ目は障害のある子どもの学びの場の整備、連携強化、二つ目は特別支援教育を担う教師の専門性の向上、三つ目は関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実ということで、本日の連携協議会のテーマはこの連携を取り上げており、とても意義深いと考えている。

また、新型コロナウイルスの影響で時間を短縮して行うが、充実した議論ができればよいと考えている。

### 4 副会長挨拶

総合教育センター相談部における、特別支援教育に関する取組を簡単に紹介する。

総合教育センターでは特別な支援を必要とする子どもやその保護者、関係する先生方の相談事業や、先生方を対象とした研修・研究事業を行っている。今年度は、新型コロナウイルス感染症のため、電話による相談は4月から行なっていたが、面接による相談は6月から開始した。相談の対象となる子どもの割合は概ね例年通りだが、就学前の幼児が全体の20%、小学生が60%、中学生が10%、高校生が5%、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が5%というような状況である。自閉症や発達障害のある子どもが多いが、診断を受けていない子どもも同数程度であった。相談内容について、最も多いの

が園や学校における具体的な支援指導についてであり、次いで多いのが就学に関する相談であった。今年度は、就学前の子育てについての相談が多かったことが特徴である。例年なら園や療育施設で相談できるが、コロナ禍で相談できない背景があったと考える。就学に関する相談では、特別支援学校か特別支援学級か悩まれる保護者は減少傾向で、通常の学級か特別支援学級かで悩まれる相談が多くなっている。その要因としては、比較的障害の重い子どもについては市町村の教育相談が充実してきていることが考えられる。

また、特別支援教育に関する研究として、今年度からは通級による指導に関する研究を行っている。研修については、第2期愛知県特別支援教育推進計画に沿って研修の充実を図っているところである。今後も、他機関との連携を図りながら保護者の信頼を得られるような教育相談を行うとともに、学校現場のニーズに合った研究や研修を進め、特別支援教育に関する有効な情報提供等を効果的に発信できるようにしていきたい。

参加されている委員の皆様の御意見を伺い、愛知県の特別支援教育の更なる充実に努めてまいりたい。

## 5 議事

### 〔報告事項〕

- (1) 令和2年度愛知県特別支援教育体制推進事業の実施状況について
- (2) 第2期愛知県特別支援教育推進計画について
- (3) サポートブック「アイ・ブック（改訂版）」について
- (4) 令和2年度発達障害関連事業の事業内容について  
—資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、資料3～6により事務局より説明—

### 〔質疑応答〕

なし

### 〔協議事項〕

愛知県の特別支援教育の推進のために、各関係機関が連携を図ってどのような取組を進めることができるか。

- ① 特別な支援が必要な子どもに対して関係機関が連携して進めている取組について
- ② 関係機関が一体となって、特別な支援が必要な子どもを生涯にわたって一貫して支援するための取組について

—事務局から協議のポイントの説明—

会長 関係機関が進めている取組についてお話しいただきたい。

委員 労働の分野で我々が特別支援学校と取り組んでいる内容を紹介する。地域によっては多少差があることは御了承いただきたい。

別添資料の豊橋市の取組にもあるように、愛知労働局の傘下にはハローワークがある。ハローワークと障害者を支援する関係機関として障害者職業センター、就業生活支援センター、若者サポートステーション、場合によっては医療機関も

入るが、チーム支援ということで青年期、いわゆる就職していく段階の支援を行っている。卒業してからではなく在学中に、例えば会社の見学をする、ウインクあいちに設置しているサポートデスクで障害のある方に実習の機会を与えてくれる会社の情報収集をしているが、企業の情報を提供して、まず実習を体験してみようという機会を設けている。

また、受け入れる企業のためとして、ハローワークごとの取組になるが、管轄の特別支援学校の教員と連携し、企業の方に特別支援学校を見学していただいている。障害のある方を採用したことのない経営者の方をお招きし、特別支援学校で社会に送り出すにあたりどのような取組をしているかを私どもと一緒に見学、意見交換をして、できるだけスムーズに学童期から青年期、つまり労働へ移行できるように連携して支援している。

その他発達障害に特化し、発達障害のある子どもをどう支援していくか、愛知労働局で協議会を設けている。発達障害者支援センターから御報告があったように、関係機関の意見を傘下のハローワークにフィードバックして、必要な支援、効果的な支援ができるような取組を目指している。

会長 福祉の分野でどうか。

委員 障害福祉の取組としては、一般的に関係機関が集まって相談体制を整えている。各市町村の自立支援協議会において、関係機関が集まって相談体制を整備している。教育分野の方にも御参加いただいている。発達障害に特化して、愛知県では、発達障害者支援体制整備推進協議会を設けて、関係機関との連携を図っている。別添資料で豊橋市の取組が紹介されていたが、学校と放課後等デイサービス事業所との連携が必要であると感じている。

放課後等デイサービス事業所は年々増加しており、愛知県内では2015年の463か所から2020年には960か所と2倍強の増加となっている。数が増えているのは全国的な傾向であるが、質も様々となっている。平成27年4月に放課後等デイサービスガイドラインを定め、支援の質の向上を計っているところである。

ガイドラインには、放課後等デイサービスと学校との間で相互の連携を深めるために、個別の教育支援計画や放課後等デイサービス計画それぞれを情報提供することが求められている。放課後等デイサービス事業所は学校との連携をはじめ、事業所の運営について43の項目を自己評価して公表することが義務付けられている。公表しない場合サービス報酬の15%が減算される。直接結果が報酬に影響するわけではないが、事業所が自ら公表して、学校との連携を含めた質の向上に努めている。

平成24年度に児童福祉法の一部改正があり、規制緩和という形でNPO法人や株式会社等民間法人の参入が増加した。事業所からすると、学校に連携を持ちかけるのはなかなか敷居が高いと現場から聞いている。増えている事業所と連携していく大変さは課題である。先ほどアイ・ブックの紹介があったが、このようなものを活用し、効率的に連携が図れるとよいと感じた。豊橋市の取組にあったが、学校と事業所との合同の研修を行うというのは非常によいと感じた。地域で顔の見える関係作りをしていくことで、連携が進んでいくと感じた。

会長 放課後等デイサービス事業所の量的な拡大は進んでいるが、質の問題が問われている。次に、医療について話を聞かせていただきたい。

委員 保健医療について話をする。どう変わってきたかというテーマでいうと、特別支援教育になって10数年経つが、診断に対する先入観が変わってきている。保護者からは診断に対する相談があり、発達障害への理解が進みつつあると感じる。乳幼児健診で「発見する」という意識から、乳幼児期から「支援を開始する」という考え方へと変化が見られる。

アメリカのDSMがIVからVに変わったとき、例えばアスペルガー障害が自閉症スペクトラム障害の中に包括的になった。医療で診断がつき、治療をしていく。投薬治療を行うのは最後の手段となり、その前に教育と福祉が連携し、生活の支援をするということを多くの関係機関の方が理解された。

この20年ほどで、発達障害に対して一般の方の理解が進んでいると感じる。以前は発達障害の相談に応じられる小児科医は少なかったが、最近は普通に相談に応じている。

まだまだ就労の面など今後の課題もあるだろうが、変わってきていると感じる。

会長 医師の見方も変化していることがよく分かった。次は、市町村の取組について教えていただきたい。

委員 豊橋市では教育と福祉の連携のために市に委員会があり、3年前ほどに別添資料にあるような「つながるシート」を提案し、事業所と学校との連携に役立っている。現在、豊橋市では800人弱の子どもが事業所に関わっている。大きな規模の学校では大変だということで簡素化された様式も作られているが、「つながるシート」を使い、承諾を得て連絡帳も活用することで連携している。本校でも保護者、事業所、学校が支援について話し合い、うまくいっている例もある。

個別の教育支援計画については、委員会で啓発リーフレットを作っている。そこには、例えば、個別の教育支援計画を高等学校へいつぐらいに持っていったらよいかということなどが書かれている。これは保護者だけでなく教員にも知らない方がいるので啓発を進めていきたい。

会長 それでは、別の市町村の取組として名古屋市についてお話しいただきたい。

委員 名古屋市教育委員会の関係機関との連携としては、本年度から特別支援学校にキャリアコンサルタントの資格を持った「ナゴヤ子ども人生応援サポーター」を配置している。本年度の10月からなので、具体的な成果はまだ出てきてはいないが、子どもや保護者と直接関わり、授業等をしていきながら、キャリア教育の推進を狙うという意図で、専門職が入っている。

また、以前から行なっているが、小中学校の通常の学級に障害のある子どもの指導で、担任の先生や学校に助言をする、特別支援教育専門家チームを派遣している。専門家チームには、臨床心理士や言語聴覚士などの有資格者が入り、各学校を回って支援・指導の仕方の助言を具体的にしている。昨年度から、特別支援学校にも大学教授や福祉関係の専門職、心理関係の専門職がアドバイザーという形で入り、特別支援学校の教員の指導力向上に役立っている。

それ以外では、名古屋市教育センターの指導主事が各療育センター等へ伺い、就学前の保護者の教育相談や説明会等を行っているとしている。このような形で関係機関との連携を図っている。

会長 労働・福祉・医療・市町村の取組について説明があった。ここからは、特別支援教育が目まぐるしく変化しているが、それをどう受け止めているか、どう感じているのか議論したい。保護者の視点でお話しいただきたい。

委員 コロナの関係で連携は模索しながらである。リモート会議を推進している最中である。

委員 発達障害のある子どもについては、今年はコロナがあったことで学校が長期間休業となり、昨年までの学校生活、家庭生活とは全く違った生活が始まったと感じている。自閉症の子どもの中には感覚過敏をもつ子どもも多くいて、マスクをして勉強や生活をするということが重荷になっていると感じている。学校や福祉サービスの支援を受けることによって、少しずつこの生活に慣れてきていると思う。それでもマスクをするのが大変な子どもいるので、学校や福祉サービスの方々に理解していただきたいと思う。

知的障害のある子どもについては、幼児期からの教育相談の窓口やこどもセンターなどが市町村に設置され、相談しやすくなっている。そのため特別支援学校か特別支援学級かは決めやすくなっている。通常の学級に行った方がいいのか、特別支援学級に行った方がいいのかで保護者は迷い、相談がある。できるなら通常の学級で学ばせたいという保護者が多い。そのため、通級による指導がどのくらい利用できるのか、また通級による指導ができないのであれば特別支援学級に行くなど、本人に合った自由な柔軟な学びの場の選択ができることを保護者は望んでいる。

福祉サービスを利用される方も多い。放課後等デイサービスも特色がいろいろある。保護者は、どのようなところがよいかを選択することにも悩まれている。学校より長い時間、放課後等デイサービスで過ごす子どももいる。福祉サービスの内容がこれからは大事になってくる。

また、高等部等大きくなってきた人たちが福祉サービスでいかに充実した生活を過ごせるかは、大きな問題になるのではと思う。

知的障害のない子どもについては、資料にもあるように高等学校で研修が始まり、それが15校で行われているというのは親としてはありがたい。中学校から高等学校へ進学する際、配慮をしていただきたいと高校へ連絡をすれば、特別な配慮が試験の時もクラス編成のときも受けられることは、繰り返し保護者に伝えているが、やはり合格するまでは伝えられない現実がある。そうした保護者の思いがあるので、もう少しスムーズに中学から高校へ情報が事前に伝わるような教育委員会と保護者との関係になるとよい。

会長 マスクをしろと言われてもマスクができない事情のある子ども達がいることを理解しなくてはいけない。まさにこのような時期にこそ、福祉や教育の力が問われる。

また、知的障害のように人数の多い障害の支援は充実してきているが、障害の種別によっては人数が少なく置き去りにされることもある。研究の蓄積や実践事例の数、制度の問題など考えなくてはならないことがある。従来から言われている教育支援で改めて様々な機関との連携が肝になってくる。この辺りは真摯に受け止めて考えなくてはならない。

保護者の視点で御意見をいただいたが、関連した御意見があれば伺いたい。

委員　　これまで特別支援学校に通っていた子どもが特別支援学級へ、または特別支援学級から通常学級へ、という流れができています。通常学級の子どもたちにとっても、将来社会に出た際に、当然支援を必要とする人達と出会うことになるので、学校にいる段階から、支援を必要とする子どもたちと一緒に環境で生活し育っていくというのは大事なことであると思う。ただ、その流れに見合うだけの支援、指導ができていない部分もあるというのが今後の課題である。当然、必要な支援の内容も多様化してきているので、そういったことへの対応について、まだまだやるべきことはたくさんあると感じる。各市町村で学校に支援員を配置しているところもあるので、教員だけでなく、そういった方々への研修の場も設けていく必要があるだろうし、研修内容をもっと柔軟に考えていかななくてはならないこともあるだろう。様々な機会に市町村教育委員会や学校でも、それらのことを話題にしていくことが大切だと感じた。

会長　　義務教育の話が中心になっているが、ここで高等学校での取組についてお話しいただきたい。

委員　　毎回話題になるのは、一つは中学校からの引継ぎ、もう一つは校内での支援・指導の充実についてである。

先ほど、医療についても様子が変わってきたという話があったが、高等学校でも理解が進んできたといえる。研修等は進んできているし、例えば障害があって黒板をデジタルカメラで写させてほしいという申し出があったとき、何年か前までは戸惑いを感じる教員が多かったが、最近はそのような支援も必要になってくることが分かっている教員が増えてきた。

支援の必要な生徒について指導体制ができてきたが、教室に入れない生徒が増えてきている。そういった生徒に対して教室はどうするか、教員をどう配置するか等が課題である。背景には発達障害が見え隠れすることがあり、中学校での様子を聞くとそういった傾向があったと伺う場合もある。そういったことを考えると、個別の教育支援計画を、全員と言うと大げさだが幅広く作成し、引き継がれていくと高等学校でよりきめ細かな対応ができる。

委員　　私立学校の取組状況としては、総合教育センターの研修を私立学校にも周知させていただいている。中学校、高等学校に関しては、特別支援教育に係る活動を実施している学校に対して経常費助成費補助金の加算を実施している。特別支援教育に関して研修をしていることや特別な支援を必要としている生徒が在籍していることが条件で、補助をしている。

また、私立幼稚園に関しては特別支援教育経費補助金で支援をさせていただいている。個別の教育支援計画の作成について小学校から高等学校について、それほど数は多くはないがほぼ作成できていると認識している。幼稚園については、公立学校より低くなっているところが今後の課題である。

委員　　私学振興室から私立学校に運営費の補助が出ているという話だが、私立学校に通っている子どもの保護者で、発達障害の診断が下りていても学校に伝えていない方もいると感じている。私立学校に通っている子どもで、発達障害の子どもがいじめにあう場合も多いと聞く。運営費の補助が出ている学校は、支援の必要な子がいることを県に申請するのだと思うが、それは診断のある子どもなのか、障害者手帳を取得している子どもなのか、支援が必要だという実態があるというこ

とか、基準があれば教えていただきたい。

委員 御質問は経常費補助金の加算の条件であるが、次のいずれかに当てはまるということなので読み上げる。

- 1 専門的実践的な知識を有する人材から研修を受けている
  - 2 特別な支援を必要とする生徒が在籍しており、当該生徒に対して学習・生活・進学就職等をサポートしている
  - 3 特別な支援を必要とする生徒のための教材を活用している
- いずれかに該当していることを条件として補助金が出ている。御質問については詳細な実態を把握していない。

会長 私立学校は実態がなかなか分かりにくいところがある。委員の皆さんの御意見が充実し、時間を有効に使わせていただいた。全体の状況を踏まえた御意見をいただきたい。

委員 3点話をさせていただく。

18歳もしくは22歳で社会に出ていく段階をイメージして、子どもたちの支援・指導について考えていく必要がある。教育関係者は、子どもたちの卒業後の姿をイメージができていないと効果的な支援・指導はできないと考える。

教員養成系大学である本学では、現在、教職課程で特別支援教育の授業を受けなければならない。本学では2単位2コマが必須となっている。様々な障害のある児童生徒の授業と、小中学校の障害のある児童生徒の授業の2コマを組み入れてカリキュラムを組んでいる。

また、教員養成系大学のカリキュラムを見直しているという現状がある。教育実習の前に、学校で様々な体験活動をさせていただくようお願いし、小中学校、特別支援学校の先生方に多大な御協力をいただいている。そして、4月からは特別支援教育専攻の学生以外が特別支援学校二種免許を取れるようなカリキュラムに移行する。こうした動きは保護者や市町村教育委員会からの強い希望があって実現した。

2点目は連携体制についてである。知識・情報・理解のための研修は様々なところで開催されている。知識を得て、違いを理解することは大切だが、違いを意識して分断してしまう、関わらなくなってしまうことがある。関わる場の設定と関わり続ける体制が必要となってくる。関わり続けることの大変さも分かった上で進めていきたい。どんな状況にあっても、大人が助けてくれるという心を育てて社会に送り出していきたい。

3点目は、コロナ禍の研修体制について、今年度は研修の中止が多かったが、次年度どうするかを考えていただきたい。ICTを活用し、研修ができていない自治体もある。発達障害のある児童生徒の通級による指導も増えているが、専門性のある指導者の育成が課題である。入門研修、初級研修、アドバンス研修と段階を踏んで研修を行っている自治体もある。

副会長 それぞれの立場からの御意見をいただいた。特別な支援を必要とする子どもたちに対して、切れ目のない支援の充実に向けて、連携の大切さを改めて感じた。それぞれの取組で課題も見えてきた。更なる充実に向けて、それぞれの所属にお帰りになったところで情報共有をし、子どもたちのための支援・指導をますます充実させられるとよい。

会長　　これで協議を終了させていただく。出された意見は事務局で整理し、今後の特別支援教育体制推進に反映していただきたい。

## 6 その他

—事務局連絡（事務局）—

- ・ 議事録をWebページに掲載予定であること
- ・ 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策について、今後も愛知県特別支援教育連携協議会等へ報告し、進捗状況の確認や評価することで、PDCAサイクルによる計画の進行管理を確実に進めていくこと

## 7 学習教育部長挨拶

本日、会長・副会長には議事運営でお世話になった。また、委員の皆様方には、特別支援教育に関わる様々な立場から本県の特別支援教育体制推進について貴重な御意見を賜り、誠にありがたい。コロナ禍の連携しづらい中、平成17年から開催しているこの連携協議会を開催できたことに感謝申し上げたい。

愛知県の特別支援教育の推進のために、各関係機関が連携を図ってどのような取組を進めることができるかをテーマとして協議を進めた。その中で、特別な支援が必要な子どもに対して、関係機関が連携して進めている取組について、貴重な御意見をいただくことができた。アイ・ブックについても、活用していくことが有効という御意見をいただき、感謝申し上げます。御意見を基に、教育・福祉・医療・労働等が連携し、一貫した支援を行えるよう、「連携」から「一体」「一貫」と関係機関のネットワーク強化に取り組んで参りたい。

県全体で「あいちの教育ビジョン2025」改定に向けて検討会議を開催している。この2月から3月に向けてお手元に届くのではないかと思います。この中で、愛知の教育的な理念として、「自らを高めること」「社会の担い手になること」この二つを基本理念として、特別支援教育についてもビジョンを描かせていただいている。

学校の校長先生から「50代の男性が、障害のある自分は長生きしてはいけないのではないかとずっと思っていたが、最近変わってきた」という話を伺った。また、県立一宮特別支援学校が時事通信社の全国の教育活動についてのコンテストで、地元の繊維を使って特別支援学校の生徒達に合った、車椅子のまま外出できるレインコートや、車椅子で気軽に羽織れるような色どりの鮮やかな服などの、ファッションショーを12年間続けた取組が大変高く評価され、今年度最優秀の文部科学大臣奨励賞を受賞し、授賞式があった。その際12年間担当した教員から、ファッションショーを初めて終えた後にある生徒が「障害のある自分でも輝いていいんですね」と言った言葉に勇気をもってこれまで取り組めた、という言葉があった。まさに障害の有無に関わらず、自らを高め、人生を豊かにしている。これからも社会の担い手として、輝けるよう取り組んで参りたい。

御多用の中御出席いただいた委員の方々お礼を申し上げますとともに、今後の御協力を切にお願いしたい。

## 8 閉会